

小児慢性特定疾病医療受給者証の更新手続きのお知らせ

現在お持ちの小児慢性特定疾病医療受給者証(以下、「受給者証」といいます。)の有効期間は令和3年9月30日までとなりますので、引き続き受給者証の交付を希望される場合は、更新手続きが必要です。期日までに下記により関係書類を提出くださいますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は受給者証の有効期間を自動的に1年間延長しましたが、**令和3年度は例年どおり更新手続きが必要となります。**

1. 必要書類等について

チェック	書類等の名称	
全 員 提 出	(1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	同封
	(2) 小児慢性特定疾病医療意見書 *複数の疾病で申請する場合は疾病ごとに意見書が必要です *医師から交付してもらってください。意見書交付までに日数がかかります。お早めに医療機関にご相談ください	各自 (※)
	(3) 療育指導連絡票 *医師に記入してもらってください。1枚の意見書につき1枚の連絡票が必要です	同封
	(4) 世帯調書 *世帯調書に記入する対象者全員(対象児童及び対象児童と同じ医療保険に加入する世帯員等)の個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります(★)	同封
	(5) 医療意見書の研究利用についての同意書	同封
	(6) 健康保険証の写し *保険証の種類によって異なります (◎2ページ「保険証の種類によって異なる書類」参照)	各自
	(7) 所得を確認するための書類 *保険証の種類等によって異なります (◎2ページ「保険証の種類によって異なる書類」参照)	各自
	(8) 現在お持ちの受給者証	各自
	(9) (★) ①申請者の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの(通知カードなど) ②申請者の身分証明書(運転免許証等顔写真入りのもの。顔写真入りの身分証明書がない場合は、身分を確認できるもの2種類以上) *郵送で申請される場合には、①②ともに写しを送付してください。いただいた書類は確認後破棄いたします。	各自
該 当 者 の み 提 出	(10) 医療保険上の所得区分を確認することについての同意書 *他市町村国民健康保険または国民健康保険組合に加入している方のみ	同封
	(11) 対象児童と申請者の住民票の写し *現在お持ちの受給者証の住所から変更があった場合のみ。ただし、仙台市内に住民票がある方は添付を省略できます	各自
	(12) 重症患者認定申請書 *重症患者認定を受ける場合のみ、医師と相談して記入してください	同封
	(13) 成長ホルモン治療用意見書 *成長ホルモン治療を行う場合のみ医師に交付してもらってください	各自 (※)
	(14) 人工呼吸器等装着者申請書兼証明書 *人工呼吸器等を装着する場合のみ医師に記入してもらってください(証明書部分)	同封
	(15) 訪問看護指示書の写し *訪問看護ステーションを利用する場合のみ	各自
	(16) ①世帯内に他に指定難病医療費または小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる場合 ②対象児童が、申請する小児慢性特定疾病以外の疾病で指定難病医療費の支給を受けている場合 該当する場合は、①または②を証明する書類	各自
(17) 身体障害者手帳の写し (障害の原因疾病として小児慢性特定疾病名が記載されている1級または2級の手帳)など	各自	

(※)「小児慢性特定疾病医療意見書」と「成長ホルモン治療用意見書」は、医師に「小児慢性特定疾病情報センターホームページ(<https://www.shouman.jp/disease/download>)」より様式をダウンロードして記入してもらってください。

◎保険証の種類によって異なる書類

自己負担上限額(月額)の決定および高額療養費の適用区分を確認するために必要な資料となります。

保険証の種類	保険証の写し	令和3年度 住民税(非)課税証明書	非課税世帯(※)の方 の他の必要書類
生活保護世帯	医療保険に加入している 場合、対象児童の分	生活保護証明書(社会保険・国民健康保険 組合加入時は非課税証明書が必要です)	
仙台市 国民健康保険	対象児童の分	提出不要 *職員が税情報を調査・確認することやマイナンバー での税情報提供に同意いただけない場合は、対象 児童と同じ国保に加入している方全員分	
国民健康保険組合	対象児童と同じ国保組合に 加入している方全員分	対象児童と同じ国保組合に加入している方全員分	
社会保険	対象児童の分 と被保険者の分 *対象児童の保険証に被保 険者の名前が記入されて いる場合は、被保険者の 保険証の写しの提出を省 略することができます	非課税世帯 被保険者の分	
		課税世帯 提出不要 *職員が税情報を調査・確認することやマイナ ンバーでの税情報提供に同意いただけない 場合は、被保険者の分 *申請後、非課税世帯であることが分かった 場合には、非課税証明書の提出が必要とな りますので予めご了承ください	

注 1: 令和3年度の証明は、令和3年1月1日時点の住所地から発行されます(市町村民税均等割、市町村民税所得割、合計所得金額が記載されているもの)。

注 2: 所得を確認するための書類として「源泉徴収票」や「申告所得税納税証明書」などは使用できません。

注 3: 関係証明書等が提出されない場合、自己負担最高限度を適用することがあります。

(※) 住民税非課税世帯とは、以下の①～③に該当する世帯です。

- ①対象児童の医療保険が「国民健康保険」または「国民健康保険組合」で、対象児童と同じ保険加入者全員が非課税の場合
- ②対象児童の医療保険が「社会保険」で、対象児童が加入する医療保険の被保険者と対象児童が非課税の場合
- ③対象児童の医療保険が「国民健康保険」で、なおかつ保護者の医療保険が「後期高齢者医療」の場合は、対象児童と同じ保険の加入者全員および保護者が非課税の場合

2. 自己負担上限額(月額)について

自己負担上限額(月額)は以下の表のとおりとなります。

階層区分	自己負担上限月額 (受給者負担割合: 2割 外来+入院)		
	一般	重症患者	人工呼吸器等装着者
A	生活保護等 0円		
B1	市町村民税 低所得Ⅰ (~80万円)	1,250円	
B2	非課税 低所得Ⅱ (80万円超~)	2,500円	
C1	一般所得Ⅰ (市町村民税 7.1万円未満)	5,000円	2,500円
C2	一般所得Ⅱ (市町村民税 25.1万円未満)	10,000円	5,000円
D	上位所得 (市町村民税 25.1万円以上)	15,000円	10,000円
入院時の食事療養費		1/2 自己負担	

(1) 世帯内按分特例

以下の①または②のどちらかに該当する場合、世帯内の負担が増えないよう対象者数で自己負担上限額(月額)を按分します。

- ①対象児童と同一世帯内に他に指定難病医療費または小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方がいる場合
- ②対象児童が、申請する小児慢性特定疾病以外の疾病で指定難病医療費の支給を受けている場合

※該当する場合、「世帯調書」に記入の上、証明書類として現在お持ちの受給者証の写し等をご提出ください。

(2) 重症患者「高額かつ長期」認定

意見書による重症認定のほか、以下①と②の条件を両方満たす方は「重症患者「高額かつ長期」認定」が受けられ、自己負担上限額(月額)が減額されます。

- ①現在お持ちの受給者証又は更新後の受給者証の自己負担上限(月額)が5,000円以上の方
- ②申請月より12月以内に、小児慢性特定疾病の治療にかかった医療費総額(10割分)が5万円を超えた月が6ヶ月以上ある方

※認定された場合、申請のあった月の翌月1日から減額後の自己負担上限額が適用されます。

※該当する場合は、自己負担上限額管理票を持参のうえ、申請してください。

3. 更新手続き書類の提出先および期日

区分	提出期限	提出先
国民健康保険組合加入の方 (仙台市国民健康保険の方は含みません)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">7月9日(金) 必着</div>	お住まいの区の保健福祉センター保育給付課または宮城総合支所保健福祉課 (青葉区のうち、青葉区宮城総合支所の所管区域にお
低所得区分に該当する方 (市町村民税(住民税)が非課税の方、 現在お持ちの受給者証の適用区分に「オ」と記載のある方)		
上記以外の方	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">7月21日(水) 必着</div>	住まいの方は、青葉区宮城総合支所保健福祉課にご提出ください。それ以外の区域にお住まいの方は、青葉区役所保育給付課にご提出ください。

※**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送でも申請を受け付けます。**郵送の場合は、事前にご連絡いただいた上で、簡易書留等確実に送達される方法により送付いただくことを推奨します。

※**提出が遅れる場合は、ご相談ください。**

4. 医療受給者証の交付

- ・申請をいただいた後、市が設置する審査会で審査し、認定された方には、自己負担上限額(月額)を決定のうえ、9月中に受給者証をお送りする予定です。認定されなかった方には、不認定通知書をお送りします。
- ・申請が遅れた場合や審査で疑義が生じた場合、提出書類に不備がある場合などは、受給者証の発行が10月以降になる場合がありますのでご了承ください。

今回発行する受給者証の有効期間は、

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの期間以内になります。

※ただし、対象児童が20歳になる場合は、20歳の誕生日前日までの期間となります。

5. その他

- ・今回の申請内容(住所・保険証・利用する医療機関等)に変更が生じた場合には、お住まいの区の保健福祉センター保育給付課または宮城総合支所保健福祉課にご相談ください。
- ・各申請様式は、仙台市ホームページにも掲載しています。

仙台市 小児慢性特定疾病 申請

検索



お問い合わせ・提出先

青葉区保育給付課	〒980-8701	青葉区上杉一丁目5-1	☎022-225-7211 (代)
宮城総合支所保健福祉課	〒989-3125	青葉区下愛子字観音堂5	☎022-392-2111 (代)
宮城野区保育給付課	〒983-8601	宮城野区五輪二丁目12-35	☎022-291-2111 (代)
若林区保育給付課	〒984-8601	若林区保春院前丁3-1	☎022-282-1111 (代)
太白区保育給付課	〒982-8601	太白区長町南三丁目1-15	☎022-247-1111 (代)
泉区保育給付課	〒981-3189	泉区泉中央二丁目1-1	☎022-372-3111 (代)